

ベトナム競争当局，国会議員等に対する独占禁止法と競争政策に
関する技術研修の実施について

平成３０年１月２９日
公正取引委員会

公正取引委員会は，下記のとおり，独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）の協力の下，独占禁止法と競争政策に関するベトナム向けの技術研修を東京で開催することとしました。本研修は，ベトナムの競争当局である商工省競争・消費者庁の長官ほか幹部，ベトナムの国会議員等を対象に，公正取引委員会の組織や，我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し，ベトナムにおける競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として開催されるものです。

記

- １ 期 間 平成３０年１月３０日（火）～２月２日（金）
- ２ 開催場所 ＪＩＣＡ本部及びＪＩＣＡ市ヶ谷ビル（東京）
- ３ 参加者 ベトナム商工省競争・消費者庁の長官ほか幹部，ベトナムの国会議員等１２名
- ４ 実施機関 公正取引委員会及びＪＩＣＡ
- ５ 研修概要
 - ・ 学識経験者による独占禁止法及び競争政策の解説
 - ・ 公正取引委員会職員による公正取引委員会の組織，独占禁止法違反事件に係る審査手続の紹介等

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房国際課
	電話 ０３－３５８１－１９９８（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/